

公立大学法人京都市立芸術大学 一般事業主行動計画

(次世代法・女性活躍推進法 一体型)

「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、職業生活を営む女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法 一体型）」を策定し、職員の仕事と子育ての両立を図り、女性職員の活躍に必要な雇用環境の整備等に取り組みます。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 内容

目標1：雇用管理区分ごとの女性比率を40%以上で維持しながら、特に女性教職員の管理職登用を積極的に進め、管理職に占める女性教職員の割合を40%以上にする。

【対策・取組内容】（令和8年4月1日～）

- ・ 採用後の女性教職員が継続して働き、活躍できるよう、必要なサポートの実施や環境の整備、子育て支援制度の充実等を図る。
- ・ 女性職員を対象に、リーダーシップ研修等を実施し、キャリア意識の醸成を図る。

目標2：男女問わず、全職員の育児休業等取得率及び子育て支援制度の利用率、利用回数等の向上を図る。特に、男性職員の育児休業等の取得率を40%以上にする。

【対策・取組内容】（令和8年4月1日～）

- ・ 休業や休暇、子育てに関係して利用できる支援制度等をまとめた資料を、教職員が閲覧可能なサイト上に掲載することで周知し、活用の促進を図る。
- ・ 休暇取得や制度利用をしやすい職場環境を実現するため、管理職員への研修や制度周知等により意識醸成を図る。

目標 3 : 職員一人当たりの月の平均時間外勤務時間数を 15 時間以内にする。

【対策・取組内容】（令和 8 年 4 月 1 日～）

- ・ DX 技術や ICT も活用した業務改善を検討し、業務の効率化を図る。

目標 4 : 各個人の年次有給休暇の取得目標を、一年度に付与される年次有給休暇数の 35% 以上とし、達成する職員の割合を全体の 60% 以上にする。

【対策・取組内容】（令和 8 年 4 月 1 日～）

- ・ 年次有給休暇の付与日数及び取得日数を定期的に部局長、所属長に周知するなど、取得状況を可視化し、所属職員の計画的な休暇取得を促進する。